
Cavnar v. Quality Control Parking, Inc., 696 S.W. 2d 549 (Tex. 1985); Yowell v. Piper Aircraft Corp., 703 S.W. 2d 630 (Tex. 1986)——
不法行為による死亡事件における損害賠償の内容に関する2つの判決

I. Cavnar v. Quality Control Parking, Inc.¹⁾

【事 実】

訴外 A は、ナイトクラブの駐車場を横断中、駐車場の係員運転のワゴン車に轢かれ重傷を負い、8日後に死亡した。A の子 X₁, X₂, X₃ および遺産管理人 X₄ は、ナイトクラブの所有者 Y₁, 駐車場の経営者 Y₂, 共同経営者 Y₃ および当該係員 Y₄ に対して、A の死亡に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

事実審理において、陪審は、Y₁ らの責任を認め、損害賠償を以下のように認めた。

-
- 7) Note, *Extending a Psychotherapist's Duty to Warn beyond Protecting Life: Who Should Lock the Barn Door?* 11 VT. L. REV. 353, 357 (1986).
 - 8) VT. STAT. ANN., tit 18, § 7101 (13) (Supp. 1985).
 - 9) Note, *Standard of Care, Duty, and Causation in Failure to Warn Actions Against Mental Health Professionals*, 11 VT. L. REV. 343, 350 (1986).
 - 1) 本判決の評釈として、以下のものがある。Note, 17 TEX. TECH. L. REV. 293 (1986); Note, 38 BAYLOR L. REV. 385 (1986)。また本判決を契機とする研究として、Clark, *Prejudgment Interest After Cavnar: What Rate Applies?*, 50 TEX. B.J. 126 (1987), がある。これは、本判決の射程距離の問題との関連で有益である。

すなわち、① 過去および将来²⁾の共同生活の喪失 (loss of companionship³⁾) について、 X_1 に 17 万 5,000 ドル、 X_2 、 X_3 に各 7 万 5,000 ドル、② 過去および将来の精神的苦痛 (mental anguish) について、 X_1 に 10 万ドル、 X_2 、 X_3 に各 5 万ドル、③ 過去および将来の労務・助言・相談・金銭的寄与の喪失 (loss of services, advice, counsel and pecuniary contributions) について、 X_1 、 X_2 、 X_3 に各 2 万 5,000 ドル、を認めた。また X_4 に ① A の死亡に至るまでの苦痛について、2 万ドル、② 入院・医療費について、2 万ドル、③ 葬儀・埋葬費について、3,000 ドル、を与えた。さらに ④ Y_2 、 Y_3 の不注意かつ無謀な行為について、懲罰的損害賠償として 100 万ドル、を認めた。

事実審裁判所は、loss of companionship・精神的苦痛について損害賠償を与えること、および認められた損害賠償額に判決日までの利息 (pre-judgment interest) を付すことは認めなかったが、これを除き、陪審の評決に従って判決を下した。 X_1 ら、 Y_1 、 Y_2 、 Y_3 双方が控訴。

控訴審裁判所は、loss of companionship・精神的苦痛についての損害賠償は認めしたが、判決日までの利息については認めなかった (678 S.W.2d 548)。

そこで、 X_1 ら、 Y_2 、 Y_3 双方が上告。テキサス州最高裁判所は、原判決の一部について肯認し、一部について破棄差戻しとした。

【判旨】

(1) 被害者の子らは、親の死亡に基づく loss of companionship・精神的苦痛について損害賠償を受ける権利がある。

(2) 人身侵害・死亡事件において、被害当事者に完全賠償し、この法領域に衡平と均衡を取り戻すために、原告は、判決時までに生じた損害額について、一日複利で (compounded daily)、判決日までの利息が認められる。その利率は、判決後の利息 (post-judgment interest) について法律が定める計算方法による⁴⁾。このように判決日までの利息を認めることは、完全な補償を与えるだけでなく、和解や審理を促進することにもなり、さらにまた被告に対して訴訟遅延の動機を失わせ、原告に対しても訴訟遅延の動機を新たに与えることもない。

不法行為死亡訴訟および人身侵害訴訟においては、利息は、事故発生日の 6 ヶ月後から、金銭的および非金銭的損害賠償について発生する。

存続訴権訴訟においては、死亡被害者の遺産 (estate) は、死亡日または事故発生日の 6 ヶ月後のいずれかより、死亡被害者の全損害額について判決日までの利息が認められる。

2) ここで言う「過去」とは、事故から判決日までを、「将来」とは、判決後を意味する。

3) 一言で定義することは困難であるが、家族共同生活の営みから通常得られる相互の交わり、愛情やいたわりなど精神的な面での種々の共同生活上の利益、とでも言えようか。

4) See TEX. REV. CIV. STAT. ANN. art. 5069-1.05 (Vernon Supp. 1987).

懲罰的損害賠償は、被告を罰し他人に対する見せしめを目的とし、填補的損害賠償に加えて与えられるものであるから、これについて判決日までの利息が認められなくても原告の救済に欠けるところはない。

また、将来の損害賠償は、性質上、未だ発生していないから、判決日までに被告から支払われなくても損失を被ることはない。したがって、判決日までの利息は認められない。

ところで、本件原告は、loss of companionship・精神的苦痛および労務の喪失について、過去と将来の損害賠償を一括して請求しているから、これらの損害項目については、判決日までの利息は認められない。他方、被害者の入院・医療費、葬儀・埋葬費、および死亡までに被った肉体的・精神的苦痛については、判決日までの利息が認められる。

本判決には、同意意見のほかに、懲罰的損害賠償を除くすべての損害賠償について、判決日までの利息は事故発生日から発生する、と述べる反対意見（2裁判官が同調）がある。

II. Yowell v. Piper Aircraft Corp.⁵⁾⁶⁾

【事 実】

航空機が空中分解し、乗客が死亡した。乗客4名の遺族 X らは、航空機製造会社 Y に対して、損害賠償請求訴訟を提起した。

事実審理で、陪審は、乗客の死亡について Y の責任を認め、X らが特に請求していなかった得べかりし遺産の喪失 (loss of inheritance) をも含め、総額 800 万ドルを越える損害賠償額を認めた。事実審裁判所は、この評決に従い、判決を下した。

Y 控訴。控訴理由としては、事実審裁判官が陪審に X らが申立てていない得べかりし遺産の喪失について考慮するように説示したこと、および被害者の精神的苦痛や被害者の死亡に基づく遺族の loss of companionship について損害賠償を認めたこと、などが主張された。

控訴審裁判所は、Y の主張を容れ、破棄差戻しの判決を下した (674 S.W.2d 447)。

そこで、X ら上告。テキサス州最高裁判所は、原判決を破棄し、事実審裁判所の判決を肯認した。

【判 旨】

1. 多数意見

(1) 相続人は、死亡被害者が財産を貯蓄し、これを平均余命の終わりに相続人に残した限りにおいて、金銭的損失を被る。このように、得べかりし遺産の喪失は、不

5) 本判決の評釈として、以下のものがある。Note, 29 ATLA L. REP. 58 (1986); Note, 38 BAYLOR L. REV. 1023 (1986); Casenote, 18 ST. MARY'S L. J. 1091 (1987)。

6) 本判決のその後については、703 S.W.2d 630 (Tex. 1986) の下欄の注参照。

法行為死亡訴訟で認められる扶養・指導・訓練の喪失 (lost support, guidance, and training) 同様、仮定的 (speculative) ではない。したがって、得べかりし遺産の喪失について損害賠償を認めることは適切である。

ところで、得べかりし所得の喪失も得べかりし遺産の喪失も得べかりし金銭的利益の喪失であるから、前者についての申立てをもって後者についての申立てもなされたものと認められる。また、X らは、被害者の給与、予想される昇進・昇給、稼働能力 (earning capacities)、年金のための天引き貯金、習慣、年齢、健康、被害者と受益者との関係、および受益者の年齢、健康について証拠を提出している。したがって、訴答や証拠が十分であるから、本件 X らに得べかりし遺産の喪失について損害賠償を与えた陪審の評決は支持される。

(2) 成年の子を含む受益者は、交わり・共同生活・愛情の喪失 (loss of society, companionship, and affection) について損害賠償を認められる。

(3) *Cavnar* 判決の見解に照らし、不法行為死亡訴訟において、一般に判決日までの利息は認められるが、得べかりし遺産の喪失のように、将来の損害の賠償については認められない。また、本件 X らは、他の損害項目についても、過去と将来の損害賠償を一括して請求しているという理由で、判決日までの利息は認められない。

2. 反対意見

得べかりし遺産の喪失は、特別に訴答することが必要な「特別損害」である、そもそもこれは単なる可能性に基づく損失にすぎない、などの理由で、多数意見に反対する。

III. 【解説】

以上、2判決における主な争点は、1. 遺族は被害者の死亡に基づく loss of companionship・精神的苦痛について損害賠償が認められるか否か、2. 得べかりし遺産の喪失について損害賠償が認められるか否か、および3. 認容された損害賠償額について判決日までの利息が認められるか否か、である。

1. (1) かつてコモン・ロー上、人を死亡させること自体は不法行為責任を形成しなかった。また人の死後も訴権が残存することを認めず、被害者または加害者のいずれが死亡しても不法行為による生命侵害に基づく損害賠償請求権は消滅した。その結果、「人を傷つけるよりも生命を奪う方が安上りである」という状況が生じた。

こうした不合理を是正するために、1846年に制定されたいわゆるキャンベル卿法 (Lord Campbell's Act⁷⁾) は、遺族固有の損害賠償請求権を創設し、また1934年に制定された法改正(諸規定)法 (Law Reform (Miscellaneous Provisions) Act⁸⁾) は、死亡被害者の損害賠償請求権が死亡後にも存続することを認めた。損害賠償の算定基準に

7) 1846, 9 & 10 Vict., ch. 93.

8) 1934, 24 & 25 Geo. 5, ch. 41.

関しては、キャンベル卿法を最初に解釈した *Blake v. Midland Railway. Co.* 判決⁹⁾が、死亡に基づく損害賠償は金銭的損失に限定されるという法理 (Pecuniary Loss Rule) を定立して以来、判例法上、Pecuniary Loss Rule が確立された。

(2) アメリカにおいても、キャンベル卿法、法改正(諸規定)法をそれぞれ模範として、不法行為死亡法 (Wrongful Death Statutes), 存続訴権法 (Survival Statutes) が制定された。テキサスなど多くの州では、不法行為死亡法と存続訴権法とが併存するが、そのようなところでは損害賠償の重複を避けるために、被害者の死亡時を境に、受傷から死亡に至るまでの被害者本人の損失については存続訴権法により、死亡後の遺族の損失については不法行為死亡法によって損害賠償が与えられる。また、Pecuniary Loss Rule もイギリスから継承され、一般に判例上確立されるに至った。したがって、遺族は、主に被害者がなしていた扶養・所得・労務の喪失 (loss of support, earnings, and services) などについて損害賠償されるにすぎず、被害者と遺族の家族関係における精神的側面については損害賠償されることはなかった¹⁰⁾。

(3) ところが、近時、Pecuniary Loss Rule を緩和ないし廃棄することにより、非金銭的損失についても損害賠償すべきであるとする傾向が有力になっている。たとえば、未就労・未成年の子の死亡の場合、*Wycko v. Gnodtke* 判決¹¹⁾に嚆矢に、Pecuniary Loss Rule を緩和し、金銭的損失の枠内で、交わり・共同生活・愛情などの喪失 (loss of society, companionship, and love, etc.) について認める州¹²⁾、あるいは Pecuniary Loss Rule を廃棄し、端的に非金銭的損失として、このような損害項目を判例上¹³⁾または制定法上¹⁴⁾認める州、また親子関係の破壊 (destruction of the parent-child relationship) について制定法上認める州¹⁵⁾、さらに親の悲しみ (sorrow)・悲嘆 (grief)・精神的苦痛 (mental anguish) について判例上¹⁶⁾または制定法上¹⁷⁾認め

9) 18 Q.B. 93, 118 Eng. Rep. 35 (1852).

10) 詳細については、岡本友子「アメリカ法における幼児の生命侵害に基づく損害賠償——Pecuniary Loss Rule の展開とその問題点——(1)(2・完)」六甲台論集 34 巻 3 号 163 頁(1987年)、35 巻 1 号 34 頁(1988年)参照。

11) 361 Mich. 331, 105 N.W.2d 118 (1960).

12) *E.g.*, *Currie v. Fiting*, 375 Mich. 440, 134 N.W.2d 611 (1965) (同判決の紹介として、野村好弘[1967-1]アメリカ法 171 頁がある); *Lockhart v. Besel*, 71 Wash.2d 112, 426 P.2d 605 (1967).

13) *E.g.*, *Sanchez v. Schindler*, 651 S.W.2d 249 (Tex. 1983).

14) *E.g.*, ME. REV. STAT. ANN. tit. 18-A, § 2-804 (b) (Supp. 1987); OHIO REV. CODE ANN. § 2125.02 (B) (Page Supp. 1986).

15) *E.g.*, OKLA. STAT. ANN. tit. 12, § 1055 (West Supp. 1987); WASH. REV. CODE ANN. § 4.24.010 (Supp. 1987).

16) *E.g.*, *Dawson v. Hill & Hill Truck Lines*, 671 P.2d 589 (Mont. 1983).

17) *E.g.*, FLA. STAT. ANN. § 768.21 (4) (West Supp. 1986); MD. CTS. & JUD. PROC. CODE ANN. § 3-904 (d) (1984).

る州, が見受けられる。

テキサス州も, Sanchez v. Schindler 判決¹⁸⁾において, 14歳男子の交通事故死に基づき, 106年間維持されてきた Pecuniary Loss Rule を廃棄し, 両親に loss of companionship・精神的苦痛について損害賠償を認めるに至った。そして, 本2判決は, 「家族関係に対する侵害は重大な侵害であり, 填補される価値がある」以上, 子の死亡に基づく家族関係に対する侵害と他の家族メンバーの死亡に基づく家族関係に対する侵害とを区別する論理的理由はないとして, 成人の子を含む受益者に, loss of companionship・精神的苦痛について損害賠償が認められるとした点に意義がある。本2判決は, Sanchez 判決を継承, 発展させたものであり, 近時の新しい動向に沿ったものと解される。

2. (1) 遺族が被った損失を基準にするタイプの不法行為死亡法の下で, いくつかの州は, 損害項目として, 扶養・所得・労務の損失に加え, 得べかりし遺産の喪失を認めている¹⁹⁾。一般に, 得べかりし遺産の喪失は, 被害者が平均余命の間に予想される出費を越えて貯蓄することが合理的に期待される金額である²⁰⁾, と定義される。原告は, これについて損害賠償を得るためには, ① 被害者が家族の扶養費や自己の生活費を越えて金銭を貯蓄した蓋然性, および ② 被害者がこの貯蓄を制定法上の受益者に残した蓋然性²¹⁾, を立証しなければならない。したがって, 被害者が特に子・キャリアの浅い若い親・浪費者・貯蓄をすることが合理的に期待されない低収入の老人の場合には, 立証が困難となり, 得べかりし遺産の喪失の賠償は認められにくいであろう²²⁾。

近年, 得べかりし遺産の喪失は, 損害項目として認められる傾向にある²³⁾。その端緒となった判決は, O'Toole v. United States 判決²⁴⁾である。合衆国控訴裁判所は, 年収25万ドルの54歳男子の交通事故死に基づき, 「理論の出発点から, 得べかりし遺産の喪失は, 損害賠償額の算定に当り考慮されるべきであるように思われる」として, 「夫が平均余命の終わりに遺産を貯蓄していたような場合には, 未亡人は[夫の死亡により]夫の扶養だけでなく遺産についても[その喪失について]損失を被る」と判断した。

(2) テキサス州最高裁判所は, 初めて Yowell 判決において, 得べかりし遺産の

18) 651 S.W.2d 249 (Tex. 1983).

19) See Annot., 91 A.L.R.2d 477, § 2 (1963).

20) 3 M. MINZER, J. NATES, C. KIMBALL, D. AXELROD & R. GOLDSTEIN, DAMAGES IN TORT ACTIONS § 22, 21, at 22-144 (1985).

21) C. McCORMICK, HANDBOOK ON THE LAW OF DAMAGES § 99, at 350 (1935).

22) See 3 M. MINZER, *supra* note 20, at 22-149.

23) E.g., Moss v. Executive Beechcraft, Inc., 562 F. Supp. 873 (W.D.Mo. 1983); FLA. STAT. ANN. § 768. 21 (6) (a) (West Supp. 1986).

24) 242 F.2d 308, 312 (3d Cir. 1957).

喪失についての損害賠償の問題を扱い、従来の判決における示唆²⁵⁾を踏まえ、これを積極的に解した。通常、この問題について消極的判断²⁶⁾を導く要因として、この損害項目の仮定的性格、損害賠償額を認めるに足る証拠提出の困難さ、重複填補のおそれ²⁷⁾、などが考えられるが、これらの点について、多数意見は、損害賠償を認めた連邦および他州の判例理論を引用しつつ、前述のような判決を下したのである。

しかし、多数意見が、得べかりし所得の喪失について主張し十分な立証がなされた場合に、得べかりし遺産の喪失についても主張・立証が十分である、とする論理には疑問がある。得べかりし所得の喪失と得べかりし遺産の喪失とは、求められる証拠の基準が異なり、また得べかりし遺産の喪失は、Yowell 判決以前にはテキサス州では認められておらず、認められるか否かは具体的状況によるのであるから、被告に攻撃・防禦の機会を確保し、不公平な不意打ちを防止するためにも、原告が得べかりし遺産の喪失について損害賠償を請求するのであれば、これについて特定の主張・立証すべきではなからうか²⁸⁾。

3. (1) コモン・ローにおいては、利息は、賠償されなかった。今日、利息は、判決後から与えられることが認められている。判決日までの利息は、一般に、請求額が単なる算定または市場価値により確定される動産 (personal property) 訴訟において与えられるが、人身侵害・不法行為死亡訴訟において判決日までの利息が認められるか否かについては、議論が分かれている²⁹⁾。テキサス州では、Watkins v. Junker 判決³⁰⁾において、テキサス州最高裁判所が、傍論で、① 判決日までに損害賠償額が確定されえないこと、および ② 陪審に大幅な裁量を与えたことにより損害賠償額が不確実になり利息が付される基礎になりえないこと、を理由に、人身侵害・死亡事件においては判決日までの利息を付すことは認められない、と判断して以来、一貫して否定されてきた。

ところが、最近、原告は、人身侵害・死亡事件においても、判決日までの利息を請

25) See *San Antonio & A.P. Ry. Co. v. Long*, 87 Tex. 148, 27 S.W. 113, 116 (1894) (「不法行為死亡」法の下で、将来の得べかりし遺産の増加の喪失は損害項目でありうる.); *International-Great N.R. Co. v. Acker*, 128 S.W.2d 506, 525 (Tex. Ct. App. 1939) (「死亡した親の将来の貯蓄の喪失は損害賠償額の算定に当り考慮されうる。).

26) E.g., *Alden v. Maryanov*, 406 F. Supp. 547 (D. Md. 1976); *Marks v. Pan American World Airways, Inc.*, 591 F. Supp. 827 (E.D. La. 1984).

27) 私見によれば、被害者の所得から遺族に対する扶養費と自己の生活費を控除した残余が得べかりし遺産の喪失であるから、そもそも重複填補の問題は起こりえないと解される。同旨のものとして、Note, 38 BAYLOR L. REV. 1023, 1031 & n. 57 (1986) 参照。

28) 同旨のものとして、*id.* at 1035-36, 1039 参照。また、Casenote, 18 ST. MARY'S L.J. 1091, 1111 (1987) は、Yowell 判決の論理について、「損害賠償を与えてきた今までの合理的体系の濫用をもたらす」ものであると批判する。

29) See Annot., 96 A.L.R.2d 1104, 1107 (1964).

30) 90 Tex. 584, 40 S.W. 11, 12 (1897).

求し始め、これにともない、裁判所の態度にも変化のきざしが現われ始めた。たとえば、State v. Weller 判決において、控訴審裁判所は、先例に従い、人身侵害事件では判決日までの利息は認められないとした³¹⁾が、テキサス州最高裁判所は、従来の準則は変更されうることを示唆した。しかし、人身侵害事件で原告に法的に確定されない損害賠償について判決日までの利息を与えるか否かの問題については、判断を留保した³²⁾。次に、Channel 20, Inc. v. World Wide Towers Services, Inc. 判決³³⁾において、合衆国地方裁判所は、テキサス州最高裁判所が損害賠償額算定の不確実性はもはや不法行為死亡事件で判決日までの利息を与えない正当な理由とはなりえないことを判示する蓋然性がある、と判断した。また、他の州においても、人身侵害・死亡事件において判決日までの利息を認める趨勢が見られ、その多くは制定法上に明文規定を有している³⁴⁾。

こうして、ついに、Cavnar 判決を迎え、88年間維持されてきた先例が破棄されるに至ったのである。

(2) テキサス州最高裁判所が、Cavnar 判決において、被害当事者に完全賠償し、この領域に衡平と均衡を取り戻し、また訴訟遅延の動機を排除し審理や和解を促進させ、原告間の取扱いを平等にするために、人身侵害・死亡事件において、判決日までの利息を付すことを初めて認めた点に意義がある。本判決は、① 利息は事故発生日の6ヶ月後から発生し始めること、② 判決日までの利息は判決後からの利息と同じ利率で付されること、③ 利息は一日複利であること、および④ 過去と将来の損害賠償は分離しなければならないこと、を柱とする。Yowell 判決も同旨である。

これらの判決に関しては、利息の起算点を事故発生日から6ヶ月後としたことや一日複利としたことに合理性はあるか³⁵⁾、また判決の射程距離はどこまで及ぶのか³⁶⁾、などの問題はあるが、これらの詳細な検討は、今後の判例の展開を注視しつつ、他日に期すことにしたい。

(岡本 友子)

31) 666 S.W.2d 362 (Tex. Ct. App. 1984).

32) 682 S.W.2d 234, 234-35 (Tex. 1984).

33) 607 F. Supp. 551, 562-63 (S.D. Tex. 1985).

34) *E.g.*, MASS. GEN. ANN. LAWS ch. 231, §6B (West 1985); OKLA. STAT. ANN. tit. 12, §727 (West Supp. 1987).

35) *See e.g.*, Note, 38 BAYLOR L. REV. 385, 399, 400 (1986) (損害賠償の目的である「公正な補償 (just compensation)」に適合的ではない、特に一日複利の点については、懲罰的様相を帯び、また原告に訴訟遅延の動機を与える、と批判する)。 *See also*, Note, *Prejudgment Interest: Implementing Its Compensatory Purpose*, 15 LOY. U. CHI. L.J. 541, 562 (1984).

36) *See e.g.*, Note, *supra* note 35, at 401; Note, 17 TEX. TECH. L. REV. 293, 314 & n. 178, 315 (1986) (いずれも本判決は人身侵害・死亡事件以外にも及ぶと述べている); *Crown Central Petroleum Corp. v. National Union Fire Ins. Co. of Pittsburgh, Pa.*, 768 F.2d 632, 636 (5th Cir. 1985) (Cavnar 判決は、表面上、不法行為死亡訴訟、存続訴権訴訟、人身侵害訴訟に限定されているが、論理的には、判決日までの利息についてすべての事件に適用される新しい準則を創造したものと読まれるべきである)。